

名家連ニュース

令和5年2月24日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.913号

◆ 精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議 ◆

名家連ニュース909号で紹介した日本弁護士連合会の「決議」に関する提案理由は包括的で読み応えがありますが紙面の関係で2回に分けて要約して紹介します。

※ 詳細は、日本弁護士協会のホームページ(下記URL)を参考にしてください。

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021.html

提案理由の概要 ①

第1 精神科医療における強制入院制度等による人権侵害の実態

1 社会からの隔離

日本の精神科医療制度は、1960年以降の世界の潮流に反して病床数を増大させ、総数でも人口比でも世界最大の患者収容数となっている。入院期間は世界平均の7倍に上り、その半数が法的強制の下での入院を強いられている。

2 恐怖心、屈辱感、自己喪失感による深刻なトラウマ

強制入院制度は、ある日突然、閉鎖病棟や保護室の中に閉じこめられ、社会から隔離される。その結果、多くの人たちは恐怖心、屈辱感、自己喪失感に苛まれる。

3 精神科病院における権力構造のもたらす問題

最近でも、2020年3月、兵庫県神戸市所在の精神科病院において、看護師らが入院者に対し、虐待を行っていたことが発覚した。これらの問題は、精神科病院における権力構造に由来している。※4省略

5 日本の精神科病院における強制入院制度及び実態の特異性

EU諸国では強制入院の比率が平均10%台であるにもかかわらず、日本では、2020年6月30日時点で、入院者約27万人のうち、約13万人(約48%)が医療保護入院であり、入院者のほぼ半数であるとされている(精神保健福祉資料(令和2年度))。2018年、国連恣意的拘禁作業部会は、日本の精神保健福祉法上の措置入院の事例が恣意的拘禁に当たると勧告している。

第2 精神障害のある人に対する医療法・医療制度の抜本的改革

1 精神障害のある人を対象とする強制入院制度の廃止の必要性

(1) 精神障害のある人に対する強制入院制度は、ハンセン病患者に対する強制入院制度と



同様であって、差別偏見を作出・助長する患者隔離制度に他ならない。

(2) 障害者権利条約及び障害者権利委員会の強制入院制度廃止の要請

日本が批准した障害者の権利に関する条約第14条第1項は、「いかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと」と規定して、障害に特化した強制入院制度を、差別的な自由剥奪制度として許容しないとする。

各国の条約遵守状況を審査する障害者権利委員会は、各政府報告審査において、強制入院制度の廃止を勧告している。

(3) 強制入院制度の廃止に向けた国際的な動向

このような国際的な動向を踏まえた世界各国の強制入院制度廃止の動きに対して、日本は大きく遅れている。世界の精神病床の約5分の1が日本にあり脱施設化からは程遠い。EU諸国では強制入院の比率は平均10%台であるのに対して、日本は入院者のほぼ半数が強制入院という状況にもある。※(4) 省略

(5) 強制入院制度の廃止に向けたロードマップ(基本計画)を作成・実行するための法制度の創設

強制入院制度の廃止に向け、最善の医療を提供し続けることが必要であり、そのための法制度の創設なしに、一斉に退院させることはできない。

完全廃止に向けた期限を明確に定めた上で、段階的な措置を具体的に定めるロードマップを国及び各都道府県において策定し、これを実行していく法制度が必要である。

具体的には、次のような段階を設定し、強制入院制度を段階的に縮減し、最終的に廃止するものである。

① 第一段階として、強制入院について、以下の厳格な実体的要件と手続的要件を定め、同要件を遵守するとともに、地域の社会資源を充実させる。

ア 精神保健福祉法の強制入院の要件を、少なくとも1991年の国連「精神疾患を有する者の保護及びメンタルヘルスケアの改善のための諸原則」を満たすように厳格化し、さらに入院期間の上限を設けるように改正すること。

イ 精神医療審査会の抜本的改革と弁護士代理人活動によって不当な強制入院を抑制していくこと。

ウ 現在入院している人が地域生活に戻り、平穏に生活するために必要となる地域の社会資源を充実させること。

② 第二段階として、強制入院権限を民間に担わせないこととし、強制入院が認められる医療機関を国公立系病院に限定するとともに、強制入院の費用は全て公費負担とすること。

③ 第三段階として、患者の権利を定める医療法において、非自発的入院の要件を限りなく絞り込むとともに、国内人権機関等によって患者の権利を守る制度を確立すること。

④ 以上の段階に応じ、現行の精神保健福祉法の強制入院条項を漸次、停止及び制限し、法律自体を一部廃止から全面的に廃止すること。精神科医療をその他の医療一般と共に医療法に等しく包括させ、精神障害のある人だけを対象とする強制入院制度を廃止すること。

2 精神科医療においても等しく適用される患者の権利を基調とした医療法を速やかに制定するとともに、インフォームド・コンセント法理もまた等しく適用されることを確認し、その運用、周知のために必要な法整備を行うこと。

